

供給条件事項説明書【スマートタイム ONE(電灯・動力)】

大切なお知らせですので、下記の事項を十分にお読みください。

本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは当社電気供給約款及び電気料金種別定義書等をご確認願います。

1. 使用開始の予定年月日

現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。

2. 契約電力

スマートタイム ONE には「電灯」と「動力」の二種類あり、それぞれの契約電力は以下のとおりとなります。

(1) 電灯

原則、託送契約は実量制を採用しており、当社の契約電力はお客さまの過去1年間の最大需要電力をベースとします(沖縄電力管内を除きます。)。当社との契約期間が1年未満のお客さまは、使用開始予定日以降の最大需要電力を契約電力といたします。

(2) 動力

原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電力(契約電流・契約容量)にのっとり、プランの設定を行います。託送契約は実量制を採用しており、当社の託送料金の負担はお客さまの過去1年間の最大需要電力をベースとします。

3. 供給電圧および周波数

(1) 供給電圧は、スマートタイム ONE(電灯)の場合、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。スマートタイム ONE(動力)の場合、交流3相3線式標準電圧200ボルトです。

(2) 周波数は原則として標準周波数50ヘルツ(北海道電力管内・東北電力管内※一部地域は60ヘルツ・東京電力管内)もしくは標準周波数60ヘルツ(中部電力管内※一部地域は50ヘルツ・北陸電力管内・関西電力管内・中国電力管内・四国電力管内・九州電力管内・沖縄電力管内)です。

4. 電気料金

料金は、基本料金(沖縄電力管内のみ)、電力量料金、制度対応費の合計とします。なお、電気料金は、料金定義書の改定等により変更となる場合がございますので、予めご了承下さい。

(1) スマートタイム ONE(電灯)

電力エリア	基本料金(税込)	電力量料金			
		電源料金	エリア損失率	サービス料金	サービス料金単価(税込)
北海道電力管内		お客さまの30分毎の使用電力量 ¹ ×{その30分毎のエリアプライス ² ÷(1-エリア損失率)×消費税}	弊社ホームページの約款ページ (https://loop-denki.com/clause/)をご確認ください。	一月の使用電力量×サービス料金単価	7.0円
東北電力管内					
東京電力管内					
中部電力管内					
北陸電力管内					
関西電力管内					
中国電力管内					
四国電力管内					
九州電力管内					
沖縄電力管内	1キロワットにつき 985.00円				

※割引特約に申し込みされる場合の割引額等につきましては、後記割引特約に詳細がございます。

¹ 計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーター設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、上記「電源料金」について、算定期間内の総使用電力量を30分単位毎で案分したものを、「お客さまの30分毎の使用電力量」とみなして計算いたします。

² 沖縄電力管内はシステムプライスを参照し算出いたします。

(2) スマートタイム ONE(動力)

2025年9月30日以前					
電力エリア	基本料金単価(税込) (1kWにつき)	電力量料金			
		電源料金	エリア 損失率	固定従量料金 ³	固定従量料金 単価(税込)
北海道電力 管内	618.20 円	お客さまの 30 分毎の使用電 力量 ¹ ×{その 30 分 毎のエリアプ ライス ² ÷(1-エリア損 失率)×消費税 率}	7.9%	一月の使用電力量× 固定従量料金単価	9.72 円
東北電力 管内	630.30 円		8.5%		14.07 円
東京電力 管内	731.97 円		6.9%		10.04 円
中部電力 管内	550.00 円		7.1%		11.57 円
北陸電力 管内	539.00 円		7.8%		10.19 円
関西電力 管内	460.90 円		7.8%		10.19 円
中国電力 管内	568.70 円		7.7%		11.57 円
四国電力 管内	554.40 円		8.1%		11.47 円
九州電力 管内	571.44 円		8.6%		11.08 円
沖縄電力 管内	795.30 円		6.4%		13.66 円
2025年10月1日以降					
電力エリア	基本料金単価(税込) (1kWにつき)	電力量料金			
		電源料金	エリア 損失率	固定従量料金 ³	固定従量料金 単価(税込)

³ 固定従量料金単価の内訳は、電気料金種別定義書【スマートタイム ONE(動力)】別表 1.電気料金にて定めた金額となります。

北海道電力管内	664.40 円	お客さまの 30 分毎の使用電力量 ¹ × {その 30 分毎のエリアプライス ² ÷ (1-エリア損失率) × 消費税率}	7.9%	一月の使用電力量 × 固定従量料金単価	9.96 円
東北電力管内	630.30 円		8.5%		14.07 円
東京電力管内	731.97 円		6.9%		10.04 円
中部電力管内	550.00 円		7.1%		11.57 円
北陸電力管内	539.00 円		7.8%		10.19 円
関西電力管内	460.90 円		7.8%		10.19 円
中国電力管内	568.70 円		7.7%		11.57 円
四国電力管内	554.40 円		8.1%		11.47 円
九州電力管内	571.44 円		8.6%		11.08 円
沖縄電力管内	795.30 円		6.4%		13.66 円

5. 工事費等

(1) 計量器や電流制限器等は一般送配電事業者の所有となります。一般送配電事業者の負担で取り換えるため、お客さまの費用負担はございません。ただし、特に多額の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

(2) 託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

6. 計量・料金算定について

(1) 使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。

(2) 料金の算定期間は「一月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。

(3) 計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。

7. お支払い方法

- (1) 毎月の電気料金については当社指定のクレジットカードまたは当社が指定する方法にてお支払いいただきます。
- (2) 工事費負担金についてはその都度、当社が指定した金融機関を通じて払い込みによりお支払いいただきます。

8. お客様のご協力

(1) 需要場所への立入りによる業務の実施

供給契約の遂行上、供給場所への立入りが必要と認める場合、お客様の承諾を得てお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

(2) 施設場所の提供

一般送配電事業者が、お客様への電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供していただくものとします。

(3) 保安に対するお客様の協力

一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客様の設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

9. 契約期間

契約期間は、料金適用開始日から1年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に1年間延長します。

10. お客様からの申し出による契約の変更・解除

- (1) 契約の変更の際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。
- (2) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約の際は、新たな小売電気事業者へお申し込みください。
- (3) 引越し等の理由により契約を終了する際は、下記連絡先を通じて10日前までにお申し出ください。その際、当社は必要な本人確認を行います。お申し出を10日前までにいただいていない場合で、一般送配電事業者との契約解除のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日までに発生した電気料金はお客さま負担となる場合がございます。
- (4) 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。
- (5)

お客さまが訪問販売または電話勧誘販売により契約の申込みをし、または契約を締結された場合、別途送付する「契約内容の重要なお知らせ」を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面またはお問い合わせフォームにより無条件で申込の撤回または契約の解除を行うこと（以下、「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時（郵便消印日付など）またはお問い合わせフォームを送信した時から発生します。クーリング・オフを行う場合、お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日を含めて、8日を経過するまでは、書面またはお問い合わせフォームによるクーリング・オフを行うことができます。クーリング・オフを行う場合は、必要事項をご記載のうえ下記連絡先まで書面にてご郵送、またはお問い合わせフォームにて通知ください。

名称:株式会社 Looop

住所:東京都台東区上野3丁目24番6号 上野フロンティアタワー22階

お問い合わせフォーム:<https://loop-denki.com/home/contact/>

11. 当社からの申し出による契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の15日前までに通知いたします。ただし、(7)または(8)に該当する場合には、通知を行うことなく即時に解約することといたします。

- (1) 一般送配電事業者に電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2) お客さまが当社の定めた方法による通知をされなくて、その供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (3) 支払期日を15日経過してもお客さまが料金を支払われない場合
- (4) 支払期日を15日経過してもお客さまが他の電気供給契約(すでに終了しているものを含みます。)の料金を支払われない場合
- (5) お客さまが支払いを要することとなった料金以外の債務(違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- (6) お客さまが、毎月の料金の支払いを当社が指定した支払い方法に違反した場合
- (7) 電気供給契約の申込み内容に電気供給契約を継続しがたい重大な誤り等があった場合
- (8) お客さまがその他電気供給約款に違反した場合

12. その他

- (1) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。
- (2) 本供給条件事項説明書に記載のない事項については、電気供給約款および電気料金種別定義書によるものとします。

割引特約

1. 割引特約のお申し込みの方法

- Loop でんきと同時に申し込みのお客さま

当社ホームページ(<https://loop-denki.com/home/>)のお申し込みフォームより、Loop でんきをお申し込みいただいた後にお申し込みいただけます。

- すでに Loop でんきにお申し込みの方

当社ホームページ(<https://loop-denki.com/home/>)のご契約者さまマイページよりお申し込みいただけます。

2. 割引適用条件・割引額

スマートタイム ONE(電灯)のお客さまが、以下の条件を満たしている場合、電力量料金もしくはご請求金額より以下の金額を割引きます。なお、複数の割引種別の適用条件を満たしている場合、それぞれの割引額の合算額を割引きます。

割引種別	対象エリア	適用条件	適用対象	割引額(税込)
ガス割	東京電力管内	お客さまが当社とガス契約を締結しており、電気とガスの契約内容が以下の条件を全て満たしている場合 ①同一使用場所であること ②同一支払方法であること	スマートタイム ONE(電灯) 電力量料金	1.00 円
ソーラー割	北海道電力管内、 東北電力管内、 東京電力管内、 中部電力管内、 北陸電力管内、 関西電力管内、 中国電力管内、 四国電力管内、 九州電力管内、 沖縄電力管内	お客さまが以下の条件を全て満たしている場合 ①お客さまの電気の使用場所に設置された太陽光発電設備から発電される電力のうち、当該使用場所で使用する電力を控除した電力について、当社が特定卸供給を受けていること ②2022年11月30日以前に申し込みが完了していること	スマートタイム ONE(電灯) 電力量料金	1.00 円
EV 割		お客さまが以下の条件を全て満たしている場合	スマートタイム ONE(電灯) 電力量料金	1.00 円

		<p>①電気自動車を所有しており、ご自宅に電気自動車用充電設備を有していること</p> <p>②2022年11月30日以前に申し込みが完了していること</p>		
引越し祝い割		<p>以下の条件を全て満たす場合、「引越し祝い割」を適用します。</p> <p>① 当社との低圧における電気供給契約(以下「旧契約」といいます。)を締結しているお客さまが、転居に伴い旧契約の解約と同時に、新たな需要場所において当社と本定義書に基づく電気供給契約(以下「新契約」といいます。)を締結すること</p> <p>② 新契約のお申込み日および料金適用開始日が、2026年1月8日以降であること</p> <p>③ 新契約のお申込みが、当社が提携する取次店等を経由したお申込みではないこと</p> <p>④ 新契約における初回および2回目の電気料金が当社所定の支払期日までにお客さまにより支払われていることが当社にて確認できていること(なお、請求額が0円の場合は、当該額が確定したことをもって支払われているものとみなします。)</p>	<p>スマートタイム ONE(電灯)、スマートタイム ONE(動力) ご請求料金 ※1</p>	<p>3,000円(1ヶ月あたり1,000円*3か月)※2</p>

※1 スマートタイム ONE(動力)は、「引越し祝い割」を除き、割引の対象とはなりませんので、ご注意ください。

※2 引越し祝い割において、割引額が請求額を上回る場合は、翌月以降の請求に繰り越して適用します。なお、繰越期間に期限はありません。当該残額がなくなるまで適用します。

3. 割引の適用開始日

お客さまが適用条件を満たしたのちに到来する使用期間から適用されます。

4. 割引の適用廃止日

- (1) 電気供給契約が終了または解約となった場合、終了日または解約日を含む使用期間(当該使用期間)まで適用されます。なお、引越し祝い割については、当該使用期間への適用をもって終了とし、割引残額がある場合でも返金や換金は行いません。
- (2) お客さまが適用条件を満たさなくなった場合、その日を含む使用期間まで適用されます。
- (3) 引越し祝い割において、割引残額がなくなった場合、その残額を適用した使用期間をもって適用を終了します。